

理解度チェックの解答

理解度チェックー1

(問題はP39～41)

問1. ① ○ 同時に申請する場合に限り省略可。

② × 記載事項の変更や査証欄に余白がなくなった場合など、残存有効期間にかかわらず切替申請が認められる。

③ ○ 記載事項（氏名・本籍地など）に変更がなければ省略できる。

④ ○ 5年旅券用と10年旅券用の申請書がある。

⑤ ○ 民法の改正に伴ない旅券法も改正され、18歳以上は成年者となった。

⑥ ○ 居所を証明する会社の書類等は必要。

⑦ × 別名併記の必要が生じたとき、査証欄に余白がなくなったときも申請が可能。

⑧ ○ 本人出頭が原則。

⑨ × 健康保険資格確認書などもう1点必要。

⑩ × このような規定はない。⑬の規定はある。

⑪ × 指紋データはない。

⑫ × 18歳未満の者はいかなる場合でも5年間有効の旅券に限られる。

⑬ ○ 日本国内においては発行日から6ヵ月以内に受領しないとその旅券は失効する。

⑭ ○ 新規発給申請（切替申請）の適用要件の一つである。

⑮ ○ 6ヵ月以内に発行されたものに限られる。

⑯ × 失効後6ヵ月以内の旅券であれば1点で身元確認書類として認められる。

⑰ × 残存有効期間は現有旅券と同一であるが旅券番号は新たなものとなる。

⑱ ○ 法定代理人・配偶者・渡航に同行を予定している者・都道府県知事または領事官が適当と認める者の順で代理記名が認められている。

⑲ × 成年者でなければならないという規定はない。

⑳ × 法定代理人の署名は必要だが、押印は不要である。

㉑ × 紛失の旨を届け出た時点で効力を失う。

㉒ ○ 新規発給申請を行うことができる。また、残存有効期間同一旅券の申請も可。

㉓ × 新規発給申請となる。

㉔ ○ 別名（旧姓、別姓・名）の併記が可能。

㉕ ○ 2023年3月27日より査証欄増補は廃止され、新たな旅券または残存有効期間同一旅券の申請を行うことができる。

㉖ × 12歳の時に申請できるのは5年旅券。旅券の残存が1年となった時点での年齢は16歳。従って10年旅券を申請することはできない。

- ②7 × 3ヵ月以上滞在する場合は届け出が必要。
- ②8 ○ 法定代理人が出頭する場合は提出不要。
- ②9 × 1点では不可のためもう1点必要。
- ③0 × 戸籍謄本ではなく住民票の写しの提出は省略することができる。
- ③1 × 旅券の有効期間が満了となった場合は、戸籍謄本の提出を省略することができない。
- ③2 × 海外における特例はない。有効期間満了とともに失効となる。
- ③3 × 残存期間にかかわらず行うことができる。
- ③4 ○ 新規旅券の発給申請ができる。
- ③5 × 配偶者本人の身元確認書類の提示が必要。
- ③6 ○ 申請の内容をよく知り、指示を確実に伝達する能力がある者でなければならない。
- ③7 ○ 電子手続による代理申請は、法定代理人を通じて行うときに限られる。
- ③8 × 旅券の発給を受けることができない者、旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者も渡航書の発給を受けることができる。
- ③9 × 運転免許証は不可。個人番号カードに限られる。
- ④0 × 旅券を著しく損傷した場合は、書面手続に限られ、電子手続では行えない。

問2. ②小型船舶操縦免許証 ③国外運転免許証 ⑤宅地建物取引士証

⑧個人番号カード ⑩運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付されたもの）

問3. ③シンガポール ⑥タイ ⑦マレーシア ⑧インドネシア

理解度チェックー2 (問題はP52)

- 問1. ① B 180日間で合計90日以内の滞在は査証不要。シェンゲン協定加盟国
- ② A 日本取得が望ましい
 - ③ A 日本取得（電子ビザもある）
 - ④ B 30日以内の滞在は査証不要
 - ⑤ A 日本取得が望ましい
 - ⑥ B 3ヵ月以内の滞在は査証不要。但し事前にNZeTAの取得が必要。
 - ⑦ A 日本取得が望ましい
 - ⑧ B 90日以内の滞在は査証不要
 - ⑨ B 最長180日の滞在は査証不要。
 - ⑩ B 180日間で90日以内の滞在は査証不要

- 問2. ① ○ VWPで入国する場合は、渡航前にESTAによる渡航認証が取得されていることが必要。
- ② ○ GCVWPでの最長滞在可能日数は45日間である。
- ③ × 商用目的も可。
- ④ ○ GCVWPで入国する場合は、ESTA認証の取得は不要。(但しGuam-CNMI ETAは必要)
- ⑤ ○ VWPで入国すれば最長90日間まで滞在可能。
- ⑥ × ニューカレドニアではETAは不要。
- ⑦ × 90日以内の観光・業務目的の場合は査証不要である。
- ⑧ × 査証の有効期間とは、査証発給日から数えて最低〇〇日以内にその国に入国しなければ査証が無効になるという意味で、滞在できる期間のことではない。
- ⑨ × 有効期間は2年間または旅券の残存有効期間のどちらか短い方である。

- 問3. ① ○ ヨルダンが必要(空路入国の場合は現地取得可)。アラブ首長国は不要。
- ② × 3カ国とも不要。
- ③ × 4カ国とも不要。
- ④ ○ ケニアは渡航認証要、タンザニアは査証必要。
- ⑤ × モロッコは査証不要。
- ⑥ × 2カ国とも不要。
- ⑦ × ペルー、ブラジルとも査証不要。

理解度チェックー3 (問題はP85～87)

- 問1. ① × 現金、小切手、有価証券等すべてを合計して100万円相当額を超える場合、届出が必要。
- ② ○
- ③ ○
- ④ × 1kgを超える場合に届出が必要。
- ⑤ × 出入国記録カードは不要。
- 問2. ① ○ 両国ともシェンゲン協定に加盟しており、出入国手続は行なわれない。
- ② ○ カナダの主要空港から米国へ向かう場合、米国の入国手続はそれらの空港出発前に行われる。
- ③ ○ カナダのeTAは、空路による入国および乗り継ぎの場合に必要となる。
- ④ × 米国の入国手続は、米国に最初に寄港する都市(空港)で行われるためロサンゼルスとなる。

- ⑤ × ニュージーランドに無査証で入国する場合、事前にNZeTA（電子渡航認証）の取得が必要。ESTAは米国の電子渡航認証システムのこと。
- ⑥ ○ ヨーロッパの29カ国が加盟している。
- ⑦ × EUに加盟していても、ユーロを法定通貨としていない国（デンマークなど）がある。

- 問3.
- ① ○ 家族の場合は、1通にまとめて記入し同時に通関することができる。別送品がある場合は2通。
 - ② ○ 別送品申告手続と同様の手続が必要である。
 - ③ × 別送品申告は、帰国時の通関手続の際行わなければならない。
 - ④ × 海外市価ではなく、課税価格が10万円以上の場合、一般の関税率となる。
 - ⑤ × 贈与品や託送品であっても、免税限度枠の金額計算に含めなければならない。
 - ⑥ ○ 託送品または家族への贈与と認められる場合は、課税のうえ持込みが可能である。
 - ⑦ ○ 医薬品医療機器等法などにより、1品目24個までに規制されている。
 - ⑧ ○ 関税が無税となっている物品については、消費税10%（うち22%は地方消費税）のみ課税される。
 - ⑨ × 著作権など知的財産権を侵害する物品は、目的のいかんにかかわらず輸入禁止である。
 - ⑩ ○
 - ⑪ × 一般の輸入取引の輸入港での価格をいい、ほぼ海外市価の6割程度。
 - ⑫ ○
 - ⑬ × 課税価格（海外市価の約6割）に簡易税率を乗じる。
 - ⑭ ○
 - ⑮ ○ 税額の少ないものが優先して課税される。ゴルフクラブの税額（10万円×0.6×10%＝6千円）、指輪の税額（8万円×0.6×15%＝7千2百円）、コートの税率（7万円×0.6×15%＝6千3百円）。
 - ⑯ × 複数の国から送った場合でも、2枚提出すればよい。
 - ⑰ × 課税価格ではなく海外市価の合計で計算する。
 - ⑱ ○ 香水の場合は、免税の範囲を決めるときは従量税方式で、課税額は従価税方式により算出する。
 - ⑲ ○ 使用中のものでも旅行中購入した1万円を超える品物は、免税限度枠の合計に算入しなければならない。
 - ⑳ × 猟銃や刀剣類は、輸入禁止品ではなく輸入規制品である。

問4. Aに類するもの…③、④、⑥、⑦、⑪、⑬、⑮
Bに類するもの…①、②、⑤、⑧、⑨、⑩、⑫、⑭

問5. Aに類するもの…①、③、⑥、⑧
Bに類するもの…②、⑦、⑨
Cに類するもの…④、⑤、⑩

問6. ① ○ 酒類が3本を超えているので課税される。
② × 免税範囲内である。
③ × オーデコロンは香水に含めない。
④ ○ スカーフは単価が1万円以内であるが、2枚なので1万6千円となる。したがって、合計が21万6千円となるので課税対象となる。
⑤ × ネクタイは単価が1万円以内で、合計も1万円以内なので申告の必要はない。したがって、合計20万円以内となるので課税されない。

理解度チェック4 (問題はP92)

問1. ① ○ 従来の外国人登録証明書に代わり在留カードが交付される。
② × 3カ月以下の在留者に対しては交付されない。
③ × 在留カードは出入国在留管理庁長官が交付する。
④ ○ 特別永住者については、特別永住者証明書が交付される。
⑤ × 16歳未満の者については携帯義務はない。

問2. ① ○ 「再入国出国記録」カードを提出し、確認を受けることにより出国前の在留資格、期間が継続する。
② × 再入国許可は日本の地方出入国在留管理局でしか受けられない。
③ ○ 再入国許可書は日本入国の際、旅券と同等の効力があるとみなされる。
④ × 再入国の許可の申請は、管轄の地方出入国在留管理局で行う。
⑤ ○ 延長許可は1年以内。
⑥ ○ 数次有効なものは出入国在留管理庁長官が相当と認めた場合のみ許可される。
⑦ × 代理申請が認められている。
⑧ × 5年を超えない範囲で決定される。
⑨ × みなし再入国の許可を受けて出国した場合は、海外での延長は認められない。出国後1年以内（特別永住者は2年）に再入国しないと在留資格が失われる。
⑩ ○ 特別永住者の場合は6年である。

理解度チェックー5

(問題はP136)

問1. ①、③

- ①誤り：インド(+5.30)のように、分単位となっている国もある。
 ②正しい：米国やオーストラリアなどが同一国内にも関わらず、夏時間を実施しない州がある国である。
 ③誤り：東西に大きく広がる国だが、米国やロシアなどと異なり、国内での時差は設けていない。(対GMTは全土が+8で統一している)
 ④正しい：日付変更線を西から東に越えるので、日付を1日戻す。

問2.

相手の現地時刻を求めるためには、2地点間の時差をマイナスする。

計算式は、東京の現地時刻 - (2地点間の対GMTの差) = 相手の現地時刻

(1)東京(対GMTは+9)の時刻：4月10日10:00

①サントペテルブルク(ロシア)は、年間を通して対GMTは+3

$$10:00 - ((+9) - (+3)) = 10:00 - (+6) = (\text{当日}) \boxed{4月10日04:00}$$

②リオデジャネイロ(ブラジル・リオデジャネイロ州)は、年間を通して対GMTは-3

$$10:00 - ((+9) - (-3)) = 10:00 - (+12) = -02:00$$

計算がマイナスなので24:00をプラスして前日にする。

$$-02:00 + 24:00 = (\text{前日}) \boxed{4月9日22:00}$$

(2)東京(対GMTは+9)の時刻：3月20日の22:00

③ウエリントン(ニュージーランド)は、DSTを実施中=対GMTは+13

$$22:00 - ((+9) - (+13)) = 22:00 - (-4) = 26:00$$

計算が24:00を超えるので24:00をマイナスして翌日にする。

$$26:00 - 24:00 = (\text{翌日}) \boxed{3月21日02:00}$$

④パリ(フランス)は、この時期は通常期=対GMTは+1

$$22:00 - ((+9) - (+1)) = 22:00 - (+8) = (\text{当日}) \boxed{3月20日14:00}$$

(3)東京(対GMTは+9)の時刻：9月3日の06:00

⑤ワシントン(米国・東部)は、DST実施中=対GMTは-4

$$06:00 - ((+9) - (-4)) = 06:00 - (+13) = -07:00$$

計算がマイナスなので24:00をプラスして前日にする。

$$-07:00 + 24:00 = (\text{前日}) \boxed{9月2日17:00}$$

⑥シドニー(オーストラリア・NSW)は、この時期は通常期=対GMTは+10

$$06:00 - ((+9) - (+10)) = 06:00 - (-1) = (\text{当日}) \boxed{9月3日07:00}$$

問3.

所要時間を求めるためには、2地点ともGMTに換算して、マイナスする。

計算式は、到着地GMT換算時刻－出発地GMT換算時刻＝所要時間

(1) ニューヨーク（米国・東部）

ニューヨーク着（DST実施中なので対GMTは－4）： $10:45 - (-4) = 14:45$

東京発（年間を通して対GMTは＋9）： $10:50 - (+9) = 01:50$

所要時間： $14:45 - 01:50 = 12:55$

(2) メルボルン（オーストラリア・ビクトリア州）

メルボルン着（DST実施中なので対GMTは＋11）：

$08:25 - (+11) + 24:00$ （翌日）＝21:25

シンガポール発（年間を通して対GMTは＋8）： $22:00 - (+8) = 14:00$

所要時間： $21:25 - 14:00 = 7:25$

(3) デリー（インド）、ロンドン（英国）

デリー着（年間を通して対GMTは＋5.30）：

$11:35 - (+5.30) + 24:00$ （翌日）＝30:05

ロンドン発（通常期なのでGMT（±0））＝21:45

所要時間： $30:05 - 21:45 = 8:20$

問4.

出発時刻と所要時間から到着地の到着日・到着時刻を求める計算式は、「出発時刻＋所要時間－2地点間の時差」である。

(1) シドニー（SYD－オーストラリア・NSW）の到着日・到着時刻

●対GMT：

東京（TYO）は年間を通して＋9

シドニー（SYD－オーストラリア・NSW）の11月はDSTを実施中なので＋11

●計算式： $08:55 + 09:35 - ((+9) - (+11)) = 18:30 - (-2) = 20:30$

●シドニーの到着日と到着時刻＝11月1日（出発と同日）の20時30分

(2) 東京（TYO）の到着日・到着時刻

●対GMT：

ヘルシンキ（HEL－フィンランド）の11月は通常期なので＋2

東京（TYO）は年間を通して＋9

●計算式： $17:45 + 13:20 - ((+2) - (+9)) = 31:05 - (-7) = 38:05$

●東京の到着日と到着時刻（計算が24:00を超えるので24:00をマイナスして翌日とする）＝11月10日（出発の翌日）の14時05分（ $38:05 - 24:00$ ）

理解度チェックー6

(問題はP155～157)

問1. ① × 100mlを超える容器に入った液体物は、100ml以下の容量であっても機内持ち込みは不可。

② × 小児運賃の年齢は、旅行を開始する日を基準とする。航空券の発券日における年齢ではない。

③ ○ 複数ある場合は、コードを別々にしている。

④ ○ +1は翌日着。また同日着は記入なし。翌々日着は+2と表す。

問2. ① AC (エア・カナダ)

② CA (中国国際航空/エアチャイナ)

③ CX (キャセイパシフィック航空)

④ MU (中国東方航空)

⑤ EK (エミレーツ航空)

⑥ AY (フィンエアー)

⑦ MH (マレーシア航空)

⑧ LX (スイスインターナショナルエアラインズ)

問3 ① × Air FranceはSkyTeamに加盟している。

② ○

③ ○

問4.

	空港コード	都市コード	正誤 (○×)	正しい都市コード	参考(空港コード)	参考(都市コード)
①	LGW	NYC	×	LON	ロンドン/ガトウィック	NYC=ニューヨーク
②	MLA	MAD	×	MIL	ミラノ/マルペンサ	MAD=マドリッド
③	IAD	WAS	○	-	ワシントン/ダレス	
④	PVG	BJS	×	SHA	上海/浦東	BJS=北京
⑤	GMP	CJU	×	SEL	ソウル/金浦	CJU=済州
⑥	FCO	ROM	○	-	ローマ/フィウミチーノ	
⑦	CDG	JKT	×	PAR	パリ/シャルル・ド・ゴール	JKT=ジャカルタ

- 問5. ① ○ 出発時刻の右側に出発空港・ターミナルが記載される。NH835便はNRT1となっているので、成田空港の第1ターミナルから出発する便である。
- ② × GA875便は、HND3（羽田空港第3ターミナル）から出発する便であるが、一番左の運航曜日の欄が・T・・F・・となっているので、火・金の週2便の運航である。
- ③ ○ 到着時刻の右側が到着空港・ターミナル。時刻表に記載のすべての便は、CGK3（ジャカルタ・スカルノハッタ空港の第3ターミナル）に到着する。
- ④ ○ GA9153便とJL725便は運航スケジュールが一致しているため、GA9153便はJL725便の機材で運航されることがわかる。
- ⑤ × JL729便の一番右側に、当該便の設備（クラス）が記載される。CYとなっているので、ビジネスクラスとエコノミークラスの2クラス制で、ファーストクラスはない。
- ⑥ × 到着時刻の右側に+1や-1のような表示がある場合は、出発日と到着日の日付が異なる便である。NH871便（GA9351便）は+1の表示があるので、東京の出発日の翌日にジャカルタに到着する便である。
- ⑦ ○ NH855便とNH871便（およびNH5481便）の出発空港はHND（羽田空港）、NH835便の出発空港はNRT（成田空港）である。

問6. ②、③

- ① 適合しない：LHR5着-LGW発ROM（ローマ：イタリア）行の便の乗り継ぎなので、Inter-airport LHR to/from LGWの2hr30mins（2時間30分）がMCTである。LHR着は13：25なので、LGWを15：55以降に出発する便でないと、乗り継ぎができない。=BA2540便はLGW発が15：25なのでMCTに適合しない。
- ② 適合する：LHR3着-LHR3発BCN（バルセロナ：スペイン）行の便で、第3ターミナル内のInternational to Internationalの乗り継ぎなのでMCTは1hr10mins（1時間10分）である。LHR3着は15：10なので、16：20以降にLHR3を出発する便であれば、乗り継ぎが可能。=BA486便はLHR3発が16：35なのでMCTに適合する。
- ③ 適合する：LHR2着-LHR5発MAN（マンチェスター：英国）行の便の乗り継ぎなのでTerminal 2 to 5の1hr30mins（1時間30分）がMCT。LHR2着は15：25なので、16：55以降にLHR5を出発する便であれば、乗り継ぎが可能。=BA1398便はLHR5発が17：10なのでMCTに適合する。

- 問7. ① 10月10日のDL31便のスケジュールは、LON発10:15、DFW着20:10である。
 LONもDFWも10月はDSTを実施しているので、対GMTは1時間進み、LONは+1、
 DFWは-5となる。
 $DFW着 = 20:10 - (-5) = 25:10$
 $LON発 = 10:15 - (+1) = 9:15$
 所要時間は $25:10 - 9:15 = 15時間55分$ となる。
- ② 10月10日にシカゴ (ORD) で乗り継ぐBAの乗継便は、運航期間が7 ~ 27Oct
 のBA295とBA1690の組合せが該当する。
 $DFW着 = 19:20 - (-5) = 24:20$
 $LON発 = 12:20 - (+1) = 11:20$
 所要時間は $24:20 - 11:20 = 13時間$ となるが、設問からORDでの乗り継ぎに要
 する時間 (1時間40分) もマイナスする。
 $(BA1690のORD発16:45 - BA295のORD着15:05 = 01:40)$
 従ってORDでの乗り継ぎに要する時間を含めないときの所要時間は、 $13:00 -$
 $01:40 = 11時間20分$ となる。
- ③ b. (ア) (ウ) が正しい。
 (ア) 正しい：便の下段に「DL31 Equipment 333-ATL-321 (10/31以降は764-ATL
 -321)」の記載がある。= 運航途中のATLで機材変更が行われる便である。
 (イ) 誤り：到着ターミナルは、到着空港 (都市) の右に記載される。
 DL31便 (OAG上の定義は直行便) はDFW_Eとなっているので、ダラス空港の
 Eターミナルに到着する便である。
 (ウ) 正しい：到着時刻の右側に、+または-の表示がないので、直行便・乗継
 便のすべての便は、LONを出発した日の同日にDFWに到着する。

理解度チェックー7

(問題はP176)

- 問1. ① × 予約なしでも利用が可能な列車や、予約できない列車があるなどさまざま
 である。
- ② ○ 途中下車は可能だが、利用した路線を引き返すことはできない。
- ③ × ユーレイルパスには特急・急行料金は含まれているが、座席指定や寝台料
 金などは含まれていない。
- ④ × ユーロスターのロンドンでの発着駅はセントパンクラス駅である。
- ⑤ ○
- ⑥ ○

問2. ① × 説明はアセラエクスプレスのこと。カルフォルニアゼファーは、シカゴ～サンフランシスコ間を結ぶアムトラックの路線。

② ○

③ ○

問3. c. (イ)(ウ)が正しい

(ア) 誤り：ベルリン～フランクフルト間を運行するのはICE。フレッチャロッサはイタリアの主要都市間を結ぶ高速列車。

理解度チェックー8 (問題はP199)

問1. ① クルーズディレクター (Cruise Director)

クルーズ中のレクリエーションの企画・演出・運営の責任者である。

② ソムリエ (Sommelier)

お客様の好みに合ったワインを選んでくれる。

ソムリエの語源はフランス語で、英語ではWine Stewardという。

③ アジョイニング (Adjoining) ルーム

隣り合わせの部屋で、内側のドアでお互いに行き来できるのは、コネクティング・ルーム (Connecting Room) である。

④ アメリカン・プラン (American Plan)

フルペンション (Full Pension)、フルボード (Full Board) とも言う。

⑤ チェックアウト (Check Out)

これに対して、車を返す手続きを、チェックイン (Check In) という。

問2. ① × 賃貸業者から借りた物品については、携行品損害保険の補償の対象外。(個人賠償責任保険であれば対象となることがある)

② ○ 住居を出発したときから住居に帰宅したときまでが保険期間の範囲なので、当該ケース (盗難) の場合、携行品損害保険の補償の対象となる。

③ × 説明は、コンチネンタル・プラン (Continental Plan) のこと。

ヨーロッパプランは、室料だけの料金で、米国に多い。

④ × 海辺に位置し、客室の正面に海が見える部屋は、オーシャンフロント (Ocean Front) で、オーシャンビューは、部屋から、海の視界がかなりの部分を占める部屋のことである。

⑤ × インシデンタル・チャージ (Incidental Charge) は、個人勘定 (電話代など) のことで、設問はデポジット (Deposit) のことである。

⑥ ○ 食欲を増進させるためのお酒。シェリー、シャンパン、カクテル等。

⑦ × 定食・コース料理は一般的に、ターブル・ドート (Table d' hote) と言われる。ア・ラ・カルトは、一品料理のこと。

⑧ × 男性のカジュアルの場合、一般的にネクタイ着用は必要なしとされている。

⑨ ○ 出発前または出航後、直ちに実施することが義務づけられている。

⑩ ○ 船首に向かって右舷 (進行方向の右側) はスターボードサイド。